

(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 会員各位

(特非) 全国要約筆記問題研究会 会員各位

関係各位

主催 一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

主管 三重県難聴・中途失聴者協会

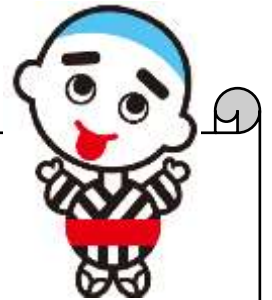
第20回 全国中途失聴者・難聴者福祉大会 in 三重 大会参加申込ご案内



大会スローガン

「ええじゃないか!! 伊勢の国」

～ 一人ひとりの思いや願いを大切にできる共生社会の実現を! ～



第20回全国中途失聴者・難聴者福祉大会 in 三重
実行委員長 田代 慶藏

酷暑の候となりましたが、皆様お元気でお過ごしのこととお喜び申し上げます。

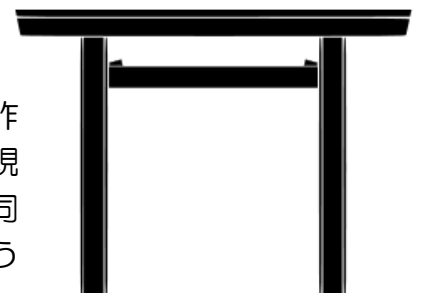
さて、第20回全国中途失聴者・難聴者福祉大会は、海、山の豊かな自然に恵まれ、お伊勢参りでも知られる伊勢神宮を有する三重県で開催いたします。この三重の地の北部、四日市に皆様をお迎えできることを大変嬉しく思っております。四日市は、東海道五十三次の宿場町として栄えた古くからの商業の街、現在では夜景が美しいコンビナートの街となっています。

「権利条約元年」と位置づけられ、これからの福祉が大きく変わろうとしている今年。「ええじゃないか!! 伊勢の国」～一人ひとりの思いや願いを大切にできる共生社会の実現を!～をテーマに新しい社会のあり方を三重の地から発信します。

分科会は5つを準備しました。みんなで考え、みんなで目指す「コミュニケーション豊かな住みよい社会」を築いていくための参考となるような、充実した内容です。

記念講演は、AJU 自立の家 専務理事の山田昭義氏をお迎えし、「合理的配慮が為される社会を目指して」と題してお話をさせていただきます。

オプションの観光では、昨秋、NHK E テレでも放映された「情報保障を十分に考えたバス旅行」を再現いたします。今回の行先は、昨年遷宮を迎え新しくなった伊勢神宮。「難聴・中途失聴者のための“現代のお伊勢参り”」をぜひとも体験していただきたいと、実行委員一同がんばっています。どうか多くの方々にお申し込みいただきますようお願いいたします。



大会スケジュール



大会開催日：平成26年（2014）年10月25日（土）～27日（月）
 開催場所：三重県四日市市
 会場：四日市文化会館（25・26日）、伊勢市方面（27日のみ）

【1日目】10月25日（土）

| 時間 | 内容 | 会場 | |
|-----------------|---|----------|---------|
| 11:00～ | 受付（各分科会会場にて）・資料配付 | 四日市市文化会館 | |
| 13:00～ 17:00 | ○第1分科会（情報文化） 「手書き文字通信、音声認識、こうすれば使える！！」 ○第2分科会（要約筆記） 「要約筆記者派遣事業の現状と厚労省モデル要綱の示す方向」 ○第3分科会（女性・制度改革） 「難聴女性の差別解消を考える」 ○第4分科会（補聴医療対策） 『『聞こえの健康支援センター』構想を深めていこう』 ○第5分科会（高年・三重） 「まるごと三重を体験しよう」 | | |
| 18:00～ | 懇親会 受付 | | 四日市都ホテル |
| 18:30～ 20:30 | 懇親会 | | |

【2日目】10月26日（日）

| 時間 | 内容 | 会場 |
|-----------------|--|----------|
| 9:00～ 9:45 | 受付 | 四日市市文化会館 |
| 9:45～ 11:15 | 式典 （挨拶／祝辞／表彰状・感謝状授与／大会決議 等） | |
| 11:15～ 12:20 | 全体会（分科会報告・まとめ） | |
| 12:20～ 13:20 | 昼食 | |
| 13:20～ 15:00 | 記念講演「合理的配慮が為される社会を目指して」 （社福）AJU 自立の家 専務理事 山田 昭義 氏 | |
| 15:15～ 16:00 | アトラクション、閉会セレモニー、引継式 等 | |

【3日目】10月27日（月）

| 時間 | 内容 | 方面 |
|----------------|----------------------|-----|
| 8:30～ 17:00 | 観光（伊勢神宮内宮参拝・おかげ横丁散策） | 伊勢市 |

分科会のご案内

※発表者・パネラーは、都合により変更になる場合がございます。あらかじめご了承ください。

| | |
|-----------------|---|
| 第1分科会 (情報文化) | <p style="text-align: center;">手書き文字通信、音声認識、こうすれば使える!!</p> <p style="text-align: center;">あなたが主役！</p> <p style="text-align: center;">会話支援機・UD 手書きを活用して、仕事に地域活動に楽しく使おう！</p> |
| | <p>座長：小川 光彦 氏（全難聴 理事）</p> <p>発表者：勝谷 紀子 氏（青山学院大学 社会情報学部）</p> <p>パネラー：中村 雅巳 氏（株式会社アドバンスト・メディア 音声認識技術担当）</p> <p style="padding-left: 40px;">青木 秀仁 氏（Shamrock Records（シャムロック・レコード）株式会社 アプリケーション開発担当）</p> <p style="padding-left: 40px;">本庄谷 拓 氏（(株)プラスヴォイス 東京通訳センター）</p> <p style="padding-left: 40px;">川井 節夫 氏（全難聴 理事）</p> |
| | <p>全難聴も協力して開発した会話支援機・UD 手書き。音声認識機能に加え、手書きで修正できることから、現時点で聴覚障害者に最も使いやすい会話支援システムです。</p> <p>分科会では、本製品の概要、デモ、各種の文字通信機器や音声認識システムの具体的な活用事例等を通して、中途失聴・難聴者の会話支援機活用を考える場としたいと思います。</p> <p>iPad をお持ちの方、「UD 手書き」の使い方が ちょっと分からないなあ、という方は、ぜひ当日ご持参ください！システムを活用して、仕事に地域活動に、楽しく使い倒しましょう。</p> |
| 第2分科会 (要約筆記) | <p style="text-align: center;">要約筆記者派遣事業の現状と厚労省モデル要綱の示す方向</p> <p style="text-align: center;">自分たちの地域で、協会でどのように変えていくか</p> |
| | <p>座長：高岡 正 氏（全難聴 理事長）</p> <p>報告者：鈴木 敏広 氏</p> <p style="padding-left: 40px;">（厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室情報支援専門官）</p> <p style="padding-left: 40px;">三宅 初穂 氏（全国要約筆記問題研究会 理事長）（予定）</p> <p style="padding-left: 40px;">湯浅 はるみ 氏（全難聴 理事、香川県中途失聴・難聴者協会）</p> <p style="padding-left: 40px;">自治体関係者（予定）</p> |
| | <p>障害者権利条約が批准され、発効しました。</p> <p>厚生労働省は障害者基本法の改正、障害者差別解消法の成立を踏まえて、幅広い通訳の派遣を可能とする意思疎通支援事業を施行しています。全国の都道府県と市町村の派遣派を行う統一の実施要綱も示しました。</p> <p>しかし各地の要約筆記者派遣事業は、内容も範囲も多くの制約があります。各地でどのような問題があるのか、今の制度のままで良いのか、まだ少ないですが積極的な取り組みも出て来ています。全国の会員、関係者とこれらの問題を話し合う必要があると思います。</p> <p>各地の問題と取り組み事例の報告、支援者団体、行政の報告を予定しています。</p> |

| | |
|--------------------|---|
| 第3分科会 (女性と制度改革) | <h2 style="margin: 0;">難聴女性の差別解消を考える</h2> <p style="margin: 0;">人間らしく生きるために、障害のある人もない人も共に支えあえる社会にしよう</p> |
| | <p>座長：新谷 友良 氏 (全難聴 理事)</p> <p>講師：大谷 恭子 氏 (弁護士)</p> <p>パネラー：宇田 二三子 氏 (大阪市難聴者・中途失聴者協会)</p> <p style="padding-left: 40px;">羽田野 裕子 氏 (愛知県難聴・中途失聴者協会)</p> |
| 第4分科会 (補聴医療) | <h2 style="margin: 0;">「きこえの健康支援センター」構想を深めていこう</h2> <p style="margin: 0;">社会参加のために、 難聴者に必要な医療・福祉・教育などの支援と そのあり方を語ろう</p> |
| | <p>座長：瀬谷 和彦 氏 (全難聴 理事)</p> <p>体験発表：大西 美子 氏 (補聴器装用者) 東 幸江 氏 (人工内耳装用者)</p> <p>講師：大沼 直紀 氏 (東京大学 先端科学技術研究センター)</p> <p style="padding-left: 40px;">氏田 直子 氏 (弘前医療福祉大学)</p> <p>アドバイザー：佐野 昇 氏 (全難聴 理事)</p> |
| | <p>「きこえの健康支援」は、英語の「Hearing health support」が語源で、難聴者に限らず全ての人たちのきこえの健康や「生活の質 (QOL)」の向上を支援することを意味します。</p> <p>そこでみなさんにお聞きします。あなたは、今のきこえで QOL に満足していますか？補聴器、人工内耳を装用しているあなたは、職場や学校、家庭そして音楽など趣味を楽しむ場で QOL 向上を実感していますか？</p> <p>全難聴は、難聴者の不十分な生活環境を改善するため、総合支援システムの確立をめざしています。この分科会では、体験発表も含め、みなさまが医療や社会 (教育も含む) など、どのような支援を必要としているのかについて話し合い、専門の方々のアドバイスを求めています。</p> <p>みなさま、この分科会で、より質の高い生活スタイルをめざしていきましょう！！</p> |

「まると三重」を体験しよう

三重の取り組み紹介と伊勢型紙

座長：日間賀 恵子 氏（三重県難聴・中途失聴者協会）
パネラー：山岡 哲也 氏（三重県雇用経済部 観光・国際局 観光政策課課長）
川場 充 氏（全難聴 理事）
藤谷 弘晃 氏（全難聴 理事、三重県難聴・中途失聴者協会）
仲野 きく江 氏（全国要約筆記問題研究会 三重県支部）
講師：内田 勲 氏（経済産業大臣認定 伝統工芸士（引彫り））
野間 得生 氏（経済産業大臣認定 伝統工芸士（突彫り））
藤谷 俊夫 氏（伊勢形紙協同組合 理事）



三重って、楽しいですよ！みなさんは観光ツアーで寂しい思いをした事はありませんか。三重難聴では、情報保障付きのバス旅行を毎年企画しています。それは、誰ひとり寂しい思いをさせない、笑いあふれる観光ツアーです。その全貌を聞いてみませんか。三重県は「バリアフリー観光県推進宣言」をしているんです。誰でも安心して楽しく観光が出来るように県が頑張ってくれている話をしてもらいます。皆さんも三重の報告を聞いて地元働きかけてみませんか。

後半は、伝統工芸「伊勢型紙」作りを体験して頂きます。着物を染める時に使用している型紙です。特別のカッターできり絵のように作っていきます。手先の器用な人、そうでない人も楽しい事まちがいなし！三重のえ〜とこ（良い所）を、よ〜け（たくさん）感じていただける分科会です。

第5分科会（高年・三重）

記 念 講 演

「合理的配慮が為される社会を目指して」

～障害者権利条約批准をうけ～



講師：山田 昭義 氏（社会福祉法人 AJU 自立の家 専務理事）

1958年、海水浴の飛び込みで、第5、6頸椎骨折により全身まひになり、3年間寝たきり、以後、車いす生活を送る。

1973年から福祉の街づくり運動にかかわる。「愛知県重度障害者の生活をよくする会」は愛知県を中心に取り組む。

——当時の大都会は、車いすの私が利用できるトイレがどこにもない、バリアにあふれた時代でした。私たち車いす使用者は、鉄道もバスも乗れず、お店に行っても車いすお断りが当たり前でした。その中での福祉の街づくり運動は、「車いすは動けないのに何をしに来た」「エレベータがほしいとか、トイレを設置して欲しいというのは、わがままだ」ともいわれました。

（中略）一人ひとりへの合理的配慮が為されない場合、それは「社会が差別をしている」と解釈するべきで、それができていない現在の社会を、私たちの力で変えていくことが使命（ミッション）であり、「いつまでに社会を如何にどう変えるかの目標（ビジョン）を持つこと」が、団体の役割であると考えます。

（講演レジュメより）

大会参加・懇親会・宿泊プランのご案内

1. 大会の参加について（定員 500名）

- 大会参加費 **4,500円**／人（2日間でも1日だけの参加でも同額）

※小学生以下のお子様は無料です。申込書の「子供」の欄に人数をご記入ください。

※ただし、託児はございませんので、ご了承ください。

- 分科会への当日飛び入り参加は、できません。必ず事前にお申込みください。
- 大会参加費は、原則として返金できません。事前に取り消された場合は、大会終了後に資料等を送付いたします。

2. 懇親会の参加について（※旅行契約とは別途）

日 時：平成26年10月25日（土）18:30～20:30

会 場：四日市都ホテル 宴会場「伊勢の間」

会 費：**8,000円**／人

※懇親会は「旅行契約」に該当しません（取消料等の扱いが他項目と異なります）

※詳細は、この案内書の「9. 変更・取消のご案内」をご覧ください。

3. 大会2日目（26日）のお弁当について

- 昼食弁当 **1,000円**／人（大会専用オリジナル弁当・お茶付）

※会場周辺は飲食店等が少なく、混雑が予想されます。ぜひご利用ください。

※予約販売のみとなります。当日販売はありませんのでご注意ください。

4. 観光コースの参加について（定員 80名）

＜※ トップツアー三重支店が企画する募集型企画旅行です＞
NHK Eテレ「ろうを生きる 難聴を生きる」で放送された情報保障付きバス旅行の再現！
バス車内でも、伊勢神宮でも、視覚情報たっぷりで皆様を「おもてなし」いたします。

参加費：**7,500円**／人（昼食代込み）

日 時：平成26年10月27日（月） 8:30～17:00

募集人員：80名（最少催行人員 60名）

※最少催行人員に満たない場合は旅行を中止する場合があります。

旅 程：8:30 四日市 出発

10:30 伊勢神宮内宮（ガイド付き観光）・昼食・「おかげ横丁」散策

14:30 近鉄宇治山田駅

17:00 四日市 帰着

5. 宿泊プランのご案内（募集型企画旅行）

・宿泊設定日：平成26年10月24日（金）・25日（土）・26日（日）

※申込記号・・・（ホテル記号）－（部屋タイプ：1…シングル 2…ツイン）

| 申込記号（※） | ホテル名 | 部屋タイプ | 宿泊代金（注1） | 会場までの所要時間 | TEL FAX |
|---------|--------------------|-------|----------|-----------|------------------------------|
| A-1 | 四日市都ホテル | シングル | 11,500 | 徒歩5分 | 059-352-4131 059-352-4141 |
| B-1 | プラトンホテル 四日市 | シングル | 9,000 | 徒歩10分 | 059-352-0300 059-353-0133 |
| B-2 | | ツイン | 8,600 | | |
| C-1 | ホテルサンルート 四日市 | シングル | 7,800 | 徒歩3分 | 059-351-3221 059-354-0273 |
| D-1 | 四日市シティホテル | シングル | 7,600 | 徒歩10分 | 059-353-7788 059-353-6655 |
| E-1 | 四日市シティホテル アネックス | シングル | 7,300 | 徒歩10分 | 059-355-7311 059-355-7337 |
| F-1 | 三交イン 四日市駅前 | シングル | 7,300 | 徒歩5分 | 059-352-3535 059-352-3539 |
| G-1 | ホテルエコノ 四日市 | シングル | 7,000 | 徒歩5分 | 059-350-0311 059-355-8801 |
| H-1 | ヒールイン四日市 | シングル | 6,300 | 徒歩3分 | 059-355-3332 059-355-3334 |
| I-1 | ホテルレオパレス 四日市 | シングル | 8,200 | 徒歩5分 | 059-352-1351 059-352-1380 |

（注1）おひとり様あたりの1泊・朝食付き、税金・サービス料金込みの料金となります

◆最小催行人員：1名

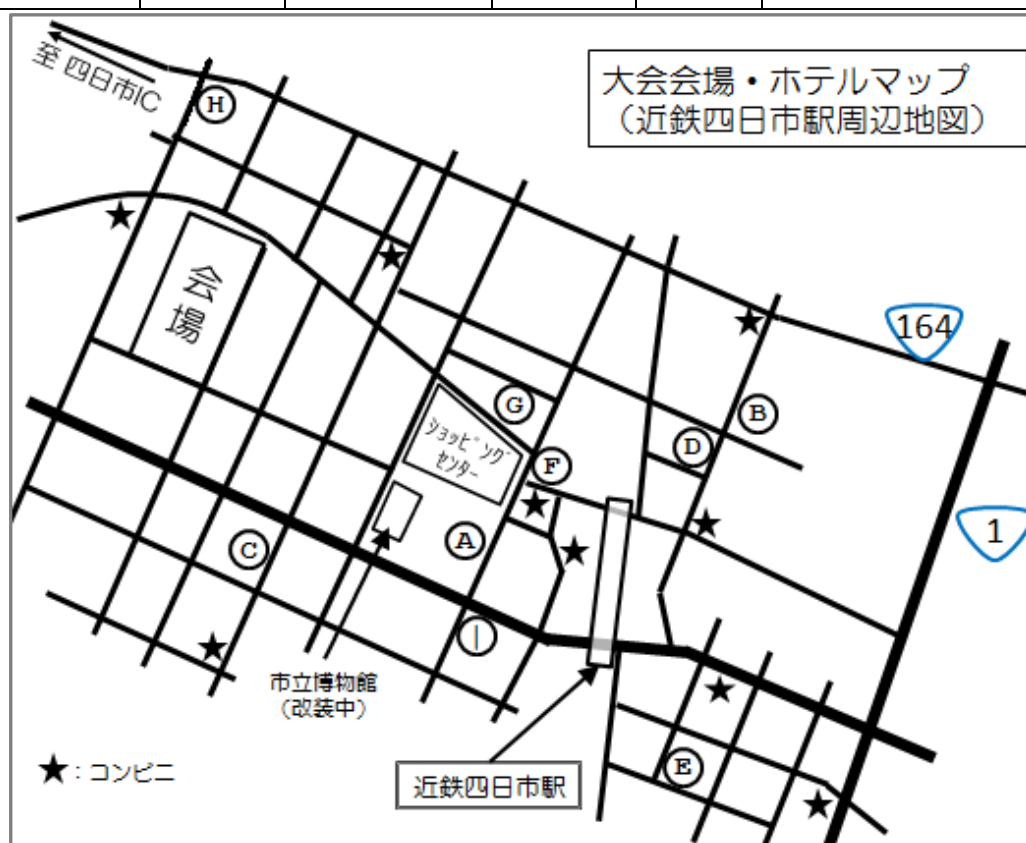
◆添乗員の同行の有無：添乗員は同行しません

（旅行条件・注意事項）

- FAX・郵送でのお申込みの場合、別紙申込書の宿泊申込記号の欄に、第2希望まで記入してください。
- お申込みの受付は先着順とさせていただきますので、お早めにお申し込みください。
- ご希望の宿泊施設が満室の場合、第2希望やこちらに記載のない施設になる場合がありますので、予めご了承ください。
- 設定日以外の宿泊を希望される場合は、別途お問い合わせください。
- 仕入客室の関係で、禁煙・喫煙のご希望を必ずしも承ることができません。予めご了承ください。
- 各宿泊施設でのチェックイン手続きは、お客様ご自身でおこなっていただきます。

- ・近鉄四日市駅から各ホテルまでは、すべて徒歩 10 分圏内です。地図をご参照ください。
(近鉄四日市駅から、大会会場である文化会館までが、徒歩 10 分です)

| ホテル | 駐車場 | エレベーター | 朝食形式・提供時間 | テレビ字幕 | AED | 緊急時対応 (チェックイン時説明) |
|-----|------|--------|----------------|-------|-----|--|
| A | 39 台 | なし | バイキング 7:00~ | 対応可能 | 有 | 従業員による開錠・誘導 (説明文書あり・要署名) |
| B | 30 台 | 2 台 | バイキング 6:30~ | 対応可能 | 有 | 客から：#9 にカラ電話 宿から：客室灯の明滅 (説明文書あり) |
| C | 55 台 | 2 台 | バイキング 7:00~ | 対応可能 | なし | 従業員による開錠・誘導 (説明文書あり) |
| D | 16 台 | 1 台 | 和洋定食 7:00~ | なし | 有 | (なし) |
| E | 35 台 | 2 台 | 和定食 7:00~ | なし | 有 | 従業員による開錠・誘導 (説明文書あり) |
| F | 12 台 | 3 台 | バイキング 7:00~ | 対応可能 | 有 | 従業員による開錠・誘導 (説明文書あり) |
| G | 20 台 | 3 台 | バイキング 6:30~ | なし | 有 | 従業員による誘導あり 客室ドアに避難経路掲示 |
| H | 32 台 | 3 台 | 和洋定食 6:30~ | なし | なし | (なし) |
| I | 10 台 | 4 台 | バイキング 6:00~ | なし | 有 | (なし) |



6. お申込み方法について

FAX、郵送、またはインターネットの専用ホームページでお申込みいただけます。
 間違い防止のため、お電話の受け付けはいたしません。
 なお、お申込後の取消しには、取消日により、所定のキャンセル料がかかります。

①FAX、または郵送の場合・・・別紙申込書をご利用ください。

| | |
|-----------------|--|
| 8月末日まで | <ul style="list-style-type: none"> ・申込書を送付 ・折り返し、弊社より申込書に受付印を押印のうえFAX返送（もし返信がない場合、申込書未着の可能性がります。FAXまたはメールにて、お問合わせください。） ※宿泊ホテルと分科会は 申込み数により調整が必要なため、必ず第2希望までご記入ください。（決定は8月31日以降） |
| 9月初旬～ 中旬ごろまで | <ul style="list-style-type: none"> ・ホテルと分科会を調整後、費用請求明細書を送付 |
| 9月末日まで | <ul style="list-style-type: none"> ・参加費等、諸費用の支払い（振込手数料はお客様負担） |
| 10月15日ごろ まで | <ul style="list-style-type: none"> ・入金確認後、大会記念誌および参加券・宿泊券等の送付（入金確認できない場合、予約取消となる場合があります） |

②大会専用ホームページ（<http://www.toptour.co.jp/conv/3420/20nanchofukushi/>）をご利用の場合

| | |
|----------------|---|
| 8月末日まで | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を登録し、IDとパスワードを取得してログイン ・画面に従い、必要事項を入力または選択して申込み（※ホームページ経由の場合は、申込時にホテルと分科会が決まるため、合計料金も自動的に確定します） ・クレジットカード決済、または銀行振込が選択可能 ・銀行振り込みの場合、8月30日（土）までに入金 ※参加券等の発券は、支払い後、各自で行って頂きます。 ご入金が確認できない場合は参加券等の発券ができません（手順はホームページに記載いたします） |
| 10月15日ごろ まで | <ul style="list-style-type: none"> ・入金確認後、大会記念誌の送付（入金確認できない場合、予約取消となる場合があります） |

7. お申込み・お問合わせ先

◆トップツアー（株）中部業務センター（担当：岡村 尊）

住 所 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-25(丸の内KSビル11F)
 TEL 052-232-1260
 FAX 052-232-1968
 E-mail takashi_okamura@toptour.co.jp
 営業時間 平日9：00～18：00（土日・祝祭日は 休業）

8. お申込み締切日について

平成 26 年 8 月 31 日（日）必着

9. 銀行振り込みでのご入金先口座（インターネット予約でも選択可）

銀行名：三重銀行 津支店

口座番号：（普通）2808186

口座名義：トップツアー株式会社三重支店

※振込手数料は、お客様にてご負担いただきますようお願い致します

10. 変更・取消のご案内

①FAX、または郵送で申し込まれた場合

お申込み後に変更・取消が生じた場合は、変更・取消箇所が分かるよう、申込書にご記入の上、FAXにてご連絡ください。

お間違え防止のため、お電話による変更・取消はお受けいたしません。

取消日により、所定の取消料を申し受けます（③の表を参照）。

（「取消日」とは、お申込者が弊社の営業日・営業時間内にご連絡いただいた日とします）
ご返金が伴う場合には、大会終了後、取消料・振込手数料を差し引いた額をお振込みさせていただきます。

②大会専用ホームページ経由で申し込まれた場合

申込時に取得されたIDとパスワードにて、大会専用ホームページにログインのうえ、画面の手順に従って訂正を入力してください。

お間違え防止のため、お電話による変更・取消はお受けいたしません。

取消日により、所定の取消料を申し受けます（③の表を参照）。

③取消日と返金の有無、および取消料について（懇親会以外）

| 取消日 | | 宿泊プラン・ 観光コースの取消料 | 大会参加費・ 弁当代（26日分） |
|------------------------------|--------|---------------------|---------------------|
| 旅行開始日の前日 から起算してさか のぼって | 14日目以前 | 無料 | 原則として 返金できません |
| | 13日目以降 | 代金の10% | |
| | 4日目以降 | 代金の20% | |
| 旅行前日 | 代金の30% | | |
| 当日（旅行開始前） | 代金の80% | | |
| 旅行開始後、及び無連絡取消の場合 | 全額 | | |

④懇親会の取消日と取消料について

| 申込解除日（取消日） | 取消料 | |
|---------------------------|------------|---------|
| 懇親会開催日の前日から 起算してさかのぼって | 8日目まで | 無料 |
| | 7日目前～4日前まで | 代金の40% |
| | 3日目以降 | 代金の100% |

11. 個人情報の取り扱いについて

お申込みの際にいただいたお客様の個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）につきましては、お客様との連絡、今大会における運送・今大会における運送・宿泊機関等の提供するサービス手配や手続きに必要な範囲内において、トップツアー株式会社三重支店・中部業務センターおよび大会事務局が共同して利用させていただきます。

その他、個人情報の取り扱いにつきましては旅行条件説明書に明記しております。お申込みにあたっては必ず内容をご確認・ご同意の上、お申込み・ご記入いただきますよう、お願いいたします。

トップツアー株式会社三重支店 顧客個人情報取扱管理者 岩田 雅治

◆旅行企画実施：トップツアー株式会社 三重支店

観光庁長官登録旅行業第 38 号

一般社団法人 日本旅行業協会 正会員 ボンド保証会員

旅行業公正取引協議会会員

総合旅行業取扱管理者：岩田 雅治

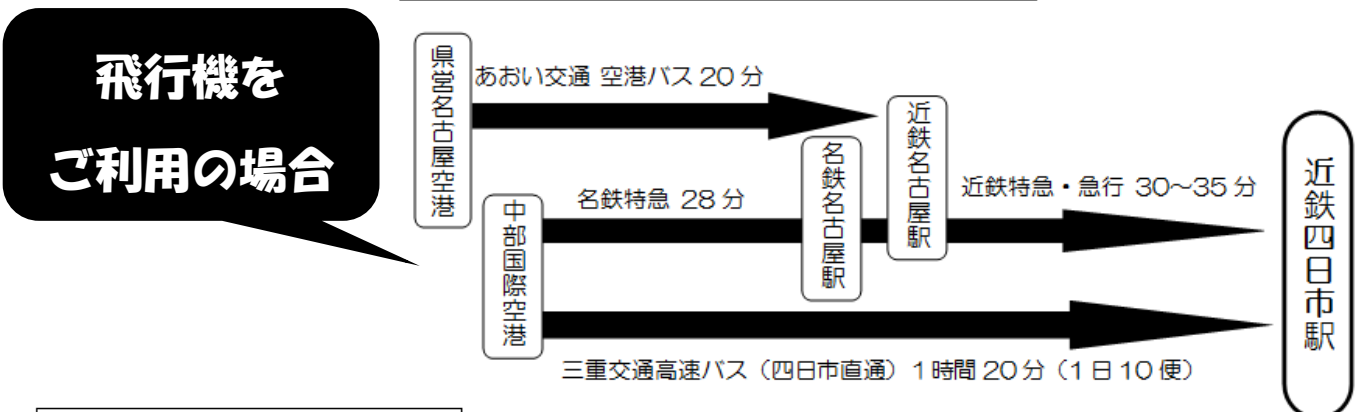
※旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。

このご旅行の契約に関し、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者におたずねください。

◆承認番号：中部 14-0039

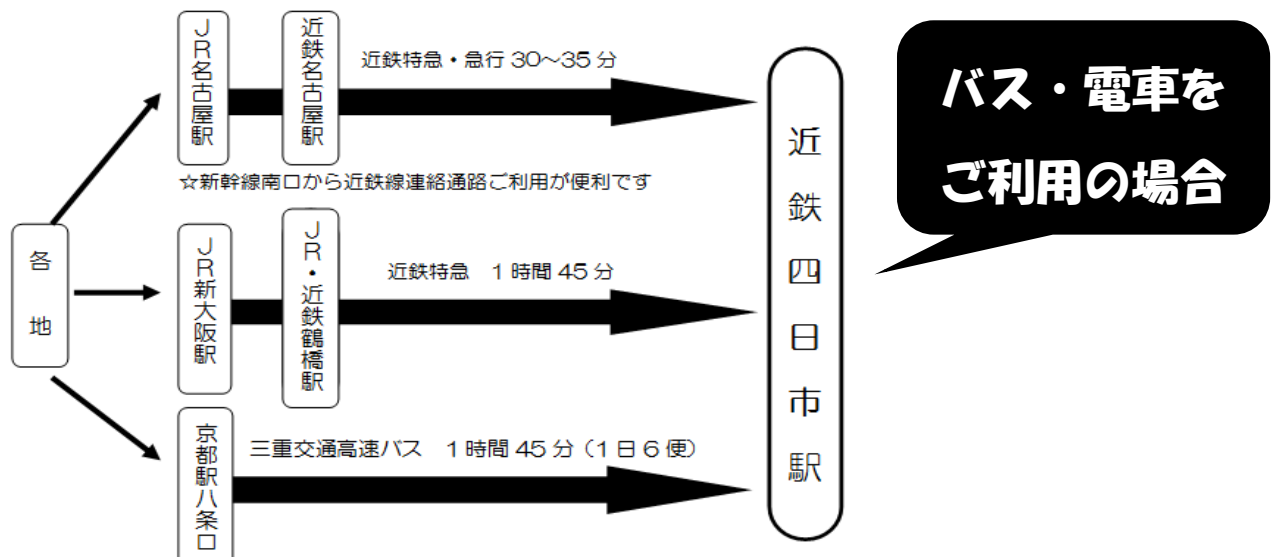
★交通アクセス

◆中部国際空港・県営名古屋空港から



◆名古屋・大阪・京都から

☆名古屋・大阪からは近鉄線に乗り換え、近鉄四日市駅で下車してください。



(参考) 申込書の記入例

FAX送信先: 052-232-1968

第20回 全国中途失聴者・難聴者福祉大会in三重
参加申込書

申込日

8月3日

いずれかを選択

新規追加
 変更・取消

旅行手配のために必要な範囲内での運送・宿泊機関等への個人データの提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。

【代表者の連絡先等】

| | | | | |
|------------------|--|-------|---------------|--|
| 都道府県 | 三重県 | 所属協会名 | 三重県難聴・中途失聴者協会 | |
| 代表者住所 (書類送付先) | 〒(000-144) 三重県四日市市***町14-3 1F3F3●●★号室 | | | |
| 電話番号 | 143-456-7890 | FAX番号 | 143-456-7890 | |
| E-mail | miemouchikom@hogehoge.ne.jp | | | |

【代表者の情報】

| | | | |
|------------------------|---------------------------------|------|--------------------------------------|
| フリガナ | イセノリニ タロウ | | |
| お名前 | 伊勢野国 太郎 | | |
| 必要な 情報保障 (複数選択可) | <input type="radio"/> 要約筆記 | 年齢 | 50 |
| | <input type="radio"/> 磁気テープ | | |
| | <input type="radio"/> 手話通訳 | 性別 | <input checked="" type="radio"/> 男・女 |
| | <input type="radio"/> その他(具体的に) | 聴覚障害 | <input checked="" type="radio"/> 有・無 |

【同室者の情報】 (いない場合は不要です)

| | | | |
|------------------------|---------------------------------|------|-----|
| フリガナ | | | |
| お名前 | | | |
| 必要な 情報保障 (複数選択可) | <input type="radio"/> 要約筆記 | 年齢 | |
| | <input type="radio"/> 磁気テープ | | |
| | <input type="radio"/> 手話通訳 | 性別 | 男・女 |
| | <input type="radio"/> その他(具体的に) | 聴覚障害 | 有・無 |

【大会・懇親会・観光】

| | | | |
|----------|-----------------------|--------|-------|
| 分科会(25日) | <input type="radio"/> | ¥4,500 | 希望分科会 |
| 全体会(26日) | <input type="radio"/> | | 第1希望 |
| 懇親会(25日) | <input type="radio"/> | ¥8,000 | 5 |
| 弁当(26日) | <input type="radio"/> | ¥1,000 | 第2希望 |
| 観光(27日) | <input type="radio"/> | ¥7,500 | 2 |
| 小計(①) | | 21,000 | (★) |

【大会・懇親会・観光】

| | | | |
|----------|--|--------|-------|
| 分科会(25日) | | ¥4,500 | 希望分科会 |
| 全体会(26日) | | | 第1希望 |
| 懇親会(25日) | | ¥8,000 | |
| 弁当(26日) | | ¥1,000 | 第2希望 |
| 観光(27日) | | ¥7,500 | |
| 小計(②) | | | (★) |

【宿泊】

| | | | |
|---------|-----------------------|-----------|----------|
| 24日(前泊) | | 希望ホテル(番号) | 宿泊費(小計③) |
| 25日 | <input type="radio"/> | 第1希望 | 6,000 |
| 26日 | | 第2希望 | 1,000 |

子供の参加
(小学生以下)
有()人 無
※託児はありません。

合計金額 (①+②+③)
※③は第1希望で計算

21,000

★第5分科会は、材料費として
当日、別途500円が必要です

通信欄

お申込み・お問い合わせ先

トップツアー(株) 中部業務センター
〒460-0002
名古屋市中区丸の内2-18-25(丸の内KSEビル11F)
TEL: 052-232-1260 FAX: 052-232-1968
担当: 岡村 尊、桑山 由香
E-mail: takeshi_okamura@toptour.co.jp

<注意事項>

- ・太枠内は、必須事項です。すべて記入してください。
- ・郵送物は、代表者の住所に人数分まとめて送付いたします。(2人分まで)
- ・申し込み後、5日以内に返信がない場合は、未着の可能性がありますので、お問合せください。
- ・さらに複数の申し込みがある場合は、この用紙をコピーしてご利用ください。

国内募集型企画旅行条件説明書

平成 24 年 5 月 1 日改定

お申込みいただく前にこの旅行条件説明書を必ずお読みください。

本旅行条件説明書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1 企画旅行契約

- (1) この旅行は、トップツアー株式会社三重支店〈住所：三重県津市西丸之内 21-19 丸之内ジャスティス 3 階/観光庁長官登録旅行業第 38 号〉(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って、運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。当社は自ら旅行サービスの提供をするものではありません。
- (3) 旅行契約の内容、条件は、パンフレットまたはホームページ、本旅行条件説明書、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)ならびに当社旅行業約款(募集型企画旅行 契約の部)によります。

2 旅行のお申込みと旅行契約の成立

- (1) (1)当社、(2)旅行業法で規定された「受託営業所」(以下(1)(2)を併せて「当社」といいます。)は、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行ないます。
- (2) ご来店にてお申込みの場合、所定の申込書の提出とお1人様につき旅行代金の 20%以上の申込金のお支払が必要です。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- (3) 当社らは電話、郵便及びファクシミリ、Eメールその他の方法による旅行契約の予約を受付けます。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社らが予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に所定の申込書と申込金を提出していただきます。この期間内にお客様が申込金を提出されない場合は、予約はなかったものとして取り扱います。
- (4) お申込みをされたときは、取引条件説明書面記載の旅行条件、及び旅行手配のため必要な範囲内での運送・宿泊機関等への個人情報提供について同意をいた

だいたものとみなします。

- (5) 旅行契約は、上記(2)(3)の場合、当社らが契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時点で成立します。
- (6) お申込みの段階で、満席その他の事由により直ちに旅行契約が締結できない場合、当社らはお客様の承諾を得て、お待ちいただける期限を確認の上お客様の予約待ちを登録し、予約可能となるよう手配努力をすることがあります。この場合、当社らは預り金を申し受けます。但し、予約待ちの登録は予約完了を保証するものではありません。「当社らが予約可能となった旨を通知する前にお客様より予約待ち登録解除のお申し出があった場合」または「お待ちいただける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社らは当該預り金を全額払い戻します。予約待ち登録の契約は、当社らが予約可能となった旨の通知を行なったときに成立し、預り金を申込金に充当するものとします。

3 申込条件・参加条件

- (1) 特定のお客様を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能、その他の参加条件に合致しない場合、お申込みをお断わりすることがあります。
- (2) お申込み時点で 20 才未満の方は、一定の場合を除き親権者の同意書が必要です。15 才未満の方は同伴者の参加を条件とすることがあります。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方、お体が不自由な方、ご高齢の方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とする方はお申込み時にその旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、健康アンケート又は医師の診断書を提出していただくことがあります。また、いずれの場合も、旅行内容、現地事情や運送・宿泊機関等の状況によりお申込みをお断わりさせていただくか、同伴者の参加、内容の一部変更を条件とすることがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。
- (4) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により保護を要する状態にあると認めるときは、当社は必要な措置を取ることがあります。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5) お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、別途条件でお受けすることがあります。また、お客様の都合により旅行の行程から離脱する場合は、その旨及び復帰の有無・予定日時等について、必ず当社もしくは添乗員にご連絡ください。
- (6) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき、その他当社の業務上の都合があるときはお申込みをお断わりすることがあります。

- (7) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りすることがあります。

4 契約書面と確定書面(最終日程表・クーポン類)の交付

- (1) 当社は、お客様に、旅行契約後速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件を記載した契約書面をお渡しいたします。但し、既にお申込み時点でこれらをお渡ししている場合はこの限りではありません。契約書面は、パンフレットまたはホームページ、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 確定した旅行日程、主要な運送機関及び宿泊機関の名称等が記載された確定書面(最終日程表またはクーポン類)は、旅行開始日の前日までにお渡しします。但し、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降の場合には、旅行開始日にお渡しする場合があります。なお、確定書面お渡し前であっても、問い合わせをいただいた場合は手配状況についてご説明いたします。

5 旅行代金とお支払い方法

- (1) 旅行代金とは、契約書面に旅行代金として表示した代金と追加代金として表示した代金の合計金額から、同じく契約書面に表示した割引代金を差し引いた金額をいい、これが「申込金」「取消料」「違約料」及び「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
- (2) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

6 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示された以下のものが含まれます。

- (1) 航空機、船舶、鉄道など利用運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。)
- (2) 宿泊料金及び税・サービス料金
- (3) 食事料金及び税・サービス料金
- (4) 観光料金(バス等の料金、ガイド料金、入場料金等)
- (5) 持込手荷物料金(各種運送機関で定めた持込手荷物料金の範囲を超えないもの)
- (6) 団体行動中の心付
- (7) 添乗員同行コースの添乗員同行費用
- (8) 空港施設使用料

*上期諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。

7 旅行代金に含まれないもの

第6項に記載したものの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超えるもの)
- (2) クリーニング代、電話料、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用

- (3) ご自宅と集合・解散地間の交通費や宿泊費等
- (4) 一人部屋を使用される場合の追加代金
- (5) 希望者のみが参加するオプションツアーの代金
- (6) 傷害・疾病に関する医療費・保険料等

8 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

9 旅行代金の額の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合は旅行代金を変更します。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額の範囲内で旅行代金を変更します。但し、これにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
- (2) 第8項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が変動したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと(以下「予約超過」といいます。)による変更の場合を除き、当社はその変動差額の範囲内で旅行代金を変更します。この「旅行実施に要する費用」には、当該契約内容の変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料、その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金を変更します。

10 お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、お客様は所定の事項を記入の上当社に提出していただきます。但し、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。
- (2) 当社は、利用運送・宿泊機関等が旅行者の交替に応じないなどの理由により、当該交替をお断りする場合があります。
- (3) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じるものとし、以後旅行契約上の地位を譲り

受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

11 旅行契約の解除・払戻し

(1) 旅行開始前

(1) お客様による解除

(ア) お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合、当社らは既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。取消料を申込金でまかなえないときは、差額を申し受けます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、当社らの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

a) 貸切船舶利用以外のコース

取消料に関しては各ご案内ページに記載の内容をご覧ください。

b) 貸切船舶を利用するコース

当該船舶に係る取消料の規定によります。

* 特定コースについては、当該コースのパンフレット・旅行条件書記載の旅行条件によります。

* 当社の責によらない各種ローンの取扱い上及び渡航手続上の事由により契約を解除される場合、またお客様が旅行開始日の集合時刻に間に合わず、結果として旅行契約を解除された場合も、上表の取消料をお支払いいただきます。

(イ) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合は、当初の旅行契約を解除し、新たな契約をお申込みいただくこととなります。申込人員から一部の人数を取り消される場合も取消料の対象となります。この場合当社は、本号(1)の旅行契約の解除期日に基づく取消料を申し受けます。

(ウ) 以下に該当する場合、お客様は取消料なしで旅行契約を解除できます。この場合は、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

a) 第8項に基づき、契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第16項表左欄に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限ります。

b) 第9項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。

c) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

d) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

e) 第4項(2)の期日までに最終日程表もしくはクーポン類を交付しなかったとき。

(2) 当社による解除

(ア) お客様より第5項(2)に規定する期日までに旅行代

金のお支払いがないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。この場合は、本項(1)の(1)(ア)に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(イ) 以下に該当する場合、当社は旅行契約を解除することができます。この場合は、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

a) お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

c) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

d) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

e) お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに、旅行の中止をご連絡します。

f) スキーを目的とする旅行における降雪量などの旅行実施条件であって、契約の際に明示したものが成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

g) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

h) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

(2) 旅行開始後

(1) お客様による解除

(ア) お客様の都合で旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または途中離脱されたときは、お客様の権利放棄とみなし、当社は一切の払戻しをいたしません。

(イ) お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスを受領できなくなったときは、お客様は当該受領できなくなった部分の契約を解除することができます。この場合は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対する取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。(当社の責に帰すべき事由による

ときを除きます。)

(2) 当社による解除

(ア) 以下に該当する場合、当社はお客様に理由を説明して旅行契約を解除することがあります。

- a) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- b) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- d) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

(イ) 解除の効果及び払戻し

前(2)の(ア)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうちお客様が未だその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の金額から、当社が当該サービス提供者に対して支払い、またはこれから支払うべき取消料、違約料その他の費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

12 旅行代金の払戻しの時期

当社は、第9項及び第11項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。

13 旅程管理及び添乗員等の業務

- (1) 添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。
- (2) 添乗員が同行するコースにあっては添乗員が、旅程管理業務その他当社が必要と認める業務を行います。ただし、添乗員が同行しない旅行にあってはこの限りではありません。
- (3) 添乗員が同行しない旅行にあっては必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。
- (4) 添乗員等の業務は原則として8時から20時までとします。

14 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、当社企画旅行参

加者として行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

15 当社の責任

- (1) 当社は、当社または当社が手配を代行させる者（以下「手配代行者」といいます。）の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が次に例示するような当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。但し、当社または当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - ア 天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令、感染症による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - イ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止・事故・火災またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ウ 自由行動中の事故
 - エ 食中毒
 - オ 盗難
 - カ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

16 旅程保証

- (1) 当社は次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としてではなく損害賠償金の全部または一部として支払います。また、次の(1)～(3)の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
 - (1) 次に掲げる事由による変更の場合（但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）
 - ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - イ. 戦乱
 - ウ. 暴動
 - エ. 官公署の命令
 - オ. 欠航、不通、休業等
 - カ. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
 - キ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - ク. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため

に必要な措置

- (2) 第 11 項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合。
- (3) パンフレット等の契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(2) 当社がひとつの旅行契約において支払うべき変更補償金の額は、旅行代金に 15% を乗じた額をもって上限とし、その額が 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を 支払いません。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

* 確定書面が交付された場合には、契約書面とあるのを確定書面と読み替えた上で、次表を適用します。契約書面、確定書面、実際に提供された旅行サービスの内容のそれぞれの間で変更が生じた場合は、各々の変更につき 1 件として取り扱います。

| 変更の内容 | 一件あたりの率(%) | |
|---|-------------------|---------------|
| | 旅行開始日の前日までに通知した場合 | 旅行開始日以降通知した場合 |
| 1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 | 1.5% | 3.0% |
| 2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更 | 1.0% | 2.0% |
| 3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合にかぎります。) | 1.0% | 2.0% |
| 4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更 | 1.0% | 2.0% |
| 5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更 | 1.0% | 2.0% |
| 6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 | 1.0% | 2.0% |
| 7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更 | 1.0% | 2.0% |
| 8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更 | 2.5% | 5.0% |

17 特別補償

(1) 当社は、当社が実施する企画旅行に参加中のお客様が、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体または荷物に被られた傷害・損害について、旅行業約款「特別補償規程」(以下「特別補償規程」といいます。)により、以下の範囲内で補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金 1,500 万円、入院見舞金(入院日数により) 2~20 万円、通院見舞金(通院日数により) 1~5 万円、携帯品損害補償金 旅行者 1 名につき 15 万円以内。(但し、1 個または 1 対についての補償限度は 10 万円。現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他特別補償規程第 18 条 2 項に定める品目については補償しません。また、置き忘れ・紛失は補償対象外です。)

(2) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、企画旅行に含まれない特別補償規程第 5 条 1 号別表 1 に記載のもの、その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等特別補償規程第 3 条~第 5 条に該当する場合は、当社は前(1)の補償金及び見舞金を支払いません。

(3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日について「無手配日」と表示し、その日は特別補償規程の適用の対象外となることを併せて明示した場合は、当社はその期間にお客様が被った損害について特別補償規程による補償金・見舞金を 支払いません。

18 お客様の責任

(1) お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、当社は お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

(3) 旅行開始後に、パンフレット等の契約書面に記載された内容と実際に提供されたサービスが異なると認識したときは、旅行地において速やかに当社または旅行サービス提供機関にその旨を申し出てください。

19 オプションツアー

(1) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として別途の旅行代金を収受して実施するオプションツアーのうち、当社が企画・実施するものについては、主たる企画旅行契約の一部として取扱います。

(2) 当社以外の者が企画・実施するオプションツアーに参加された場合、当社は第 17 項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

20 通信契約

当社は、当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」と

います。)より、「会員の署名なくして旅行代金などのお支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます。)を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行の申込みを受ける場合があります。但し、当社らが提携会社と通信契約に関わる加盟店契約がない、または業務上の理由などによりお受けできない場合もあります。通信契約の旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社らが旅行契約に基づく旅行代金等の支払い、又は払戻し債務を履行すべき日をいい、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申し出のあった日となります。但し、契約解除日が旅行代金お支払い後であった場合は、解除申し出日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として、旅行代金から取消料を差し引いた額を払い戻します。
- (2) 申込みの際し、会員は、「申込みをしようとする旅行のコース名」「旅行開始日」「会員番号(クレジットカード番号)」「カード有効期限」などを当社らにお申し出いただきます。
- (3) 通信契約は、当社らが契約の締結を承諾する旨を発した時に成立します。但し、当該契約の申込みを承諾する旨の通知をEメール、ファクシミリ等で行なう場合は、その通知が会員に到達した時に成立するものとします。
- (4) 与信等の理由により当該クレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第11項(1)(1)(ア)の取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社らが別途指定する日までに現金により旅行代金をお支払いいただいた場合はこの限りではありません。

21 事故等のお申し出について

旅行中に事故などが発生した場合は、直ちに当社らにご通知ください。(もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

22 個人情報の取扱い

- (1) 当社らは、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込み頂いた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させて頂くほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願いなどのために利用させて頂きます。
- (2) 当社は、前項の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関

および保険会社等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、住所、電話番号等の個人情報を、予め電子的方法で送信する等の方法により提供させて頂くことがあります。

- (3) また、旅行先でのお買い物等の便宜を図るため、お客様の氏名、住所及び帰路航空便名等を、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している免税店などの土産物店に対し、予め電子的方法で送信する等の方法により提供することがあります。
- (4) このほか、当社がデータ処理や案内業務を委託している業者にお客様の個人情報を委託することがあります。
- (5) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いいたします。
- (6) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去または第三者への提供の停止等をご希望の場合は、本旅行条件書に記載しております取扱事業所へお申出下さい。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

23 その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我・疾病に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入ください。
- (3) 当社の旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスによりマイルを獲得できる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へお申し出ください。なお、利用航空会社や搭乗区間等の変更により、予定されていた同サービスが受けられなかった場合でも、当社はその理由の如何に関らず第15項(1)の責任を負いません。
- (4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (5) この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

Copyright ©2012.TOPTOUR CORPORATION
All RIGHTS RESERVED.